

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ふるさと納税による税金の控除を受けるには、原則確定申告が必要となりますが、ワンストップ特例制度は一定の条件に該当すれば確定申告をすることなく、翌年の住民税から控除が受けられる制度です。この制度は、確定申告をする必要のない給与所得者等の方がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先自治体に特例の適用の申請書を提出することで、ふるさと納税先自治体と住所地の自治体との間で手続きが行われ、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な制度です。

1 特例が適用される対象者の要件

以下の(1)及び(2)に該当する場合のみワンストップ特例の対象となり、特例適用のための申請ができます。

- (1) ふるさと納税による寄附金控除を受ける目的とは別に、所得税や住民税の申告を行う必要がない方です。

次の方はワンストップ特例の対象外となりますのでご注意ください。

- 確定申告を行わなければならない自営業者等の方
- 給与所得者や年金所得者の方でも、医療費控除などの各種控除で確定申告を行う方

- (2) 平成29年1月1日から平成29年12月31日の間にふるさと納税を行う寄付先団体の数が5団体以下である方です。

2 申請手続きの方法 (ワンストップ特例制度の利用を希望する方のみ)

- ① 別添の「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記入、押印をしてください。
- ② 下記の「本人確認書類」を準備してください。
- ③ 返信用封筒にて①②を提出してください。【提出期限 平成30年1月10日郵送必着】

必要な本人確認書類 A, Bのいずれか

A (個人番号カードをお持ちの場合)	B (個人番号カードをお持ちでない場合)
<p>●個人番号カードの写し 1点</p> <p>表面・裏面の両方をコピーしてください。</p>	<p>●通知カードの写し又は個人番号が記載された住民票 1点</p> <p>+</p> <p>●写真付きで、氏名、生年月日、住所が記載されている公的機関発行の本人確認書類 1点 (運転免許証、パスポートなどの写し)</p> <p>※住所変更等が裏面に記載されている場合は、必ずその面もコピーしてください。</p> <p>※写真付き本人確認書類の用意が困難な場合は、氏名、生年月日、住所が記載されている「公的医療保険の被保険者証」、「年金手帳」などの写し</p>

※ワンストップ特例制度のご案内は寄附をいただきました皆様一律に送付しております。